

事業主殿

主催 建設業労働災害防止協会長野県支部
(長野労働局登録教習機関 登録番号第7号 有効期間2029年3月30日迄)

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習会 開催の御案内

今般、下記により標記の講習会を開催することといたしましたので、受講希望者は各分会（4頁参照）へお申し込み下さい。なお、下請等関係者にも御周知下さい。

記

1. 開催月日及び場所、締切日及び定員

| 開催日時 | 場所 | 受付締切日 | 定員 |
|---------------------|--------------------|---------|-----|
| 令和8年7月23日(木)～24日(金) | 松筑建設会館 松本市島立996 | 7/13(月) | 50名 |

※定員に達した時点で締切りますので、お早目にお申込みください。
※受講希望者が少ない場合は、中止になる可能性があります。

※駐車場が狭いため、お車は相乗り等でご来館下さい。

2. 講習時間割及び科目

| | | |
|-------------|-------------|----------------------------------------------|
| 1 日 目 | 8:50～9:00 | ・開講 |
| | 9:00～12:10 | ・型枠及び型枠支保工の組立て、解体等に関する知識（専門知識） |
| | 13:00～17:10 | （休憩 午前・午後 各10分） |
| 2 日 目 | 8:50～9:00 | ・開講 |
| | 9:00～12:10 | ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識） （休憩 午前10分） |
| | 13:00～14:30 | ・作業者に対する教育等に関する知識（教育指導） （休憩 5分） |
| | 14:35～16:05 | ・関係法令 （休憩 5分） |
| | 16:10～17:10 | ・修了試験 |

(※各日とも12:10～13:00は昼休み)

この講習会は、CPDS（全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）及びCPD（日本建築士会連合会の継続学習制度）に申請いたします。

※受講申込書の受講証明欄 CPDS「カードまたはQRコード印刷物持参」「証明書用紙発行希望」のどちらかに✓印を記入して下さい。CPDについてはカード申請のみですので、申請の場合は「カード持参」に✓印を記入して下さい。なお、CPDS「カードまたはQRコード印刷物持参」に✓印を記入した方は、当日必ず登録番号が分かるものをお持ちの上、受付でご提示ください。

※CPDS申請について、全科目受講された方のみを対象に建災防長野県支部で申請いたします。一部科目免除の方は対象外となりますので、ご自身での申請をお願いします。

※CPDS・CPDの要・不要にかかわらず、合格者全員に後日修了証を発行いたします。

3. 受講料及びテキスト代 ※受講料とテキスト代が改定されました

| 受講料 | | テキスト代 | | 注) テキストは講習会第1日目受付でお渡しします。 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|--|---------------------------|
| 全科目 11,880円 (税込) | 一部科目免除 9,900円 (税込) | 型枠及び型枠支保工組立て・解体工事の作業指針 2,310円(税込) ※会員受講者には建災防より無償配布します | | |

受講料及びテキスト代は、受講申込の際に納入して下さい。(※納入後の受講料はお返しできません。)

なお、諸条件を満たすと「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となる場合があります。詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。(問合せ先：長野労働局 職業安定部 職業対策課 ☎026-226-0866)

4. 受講申込みについて

① 申し込み方法

- ・所定の申込書(各分会に備付、ホームページからの印刷も可)に所要事項を記入し、受講料及びテキスト代金を添えて会員は所属の分会へ、非会員は最寄りの分会へお申し込み下さい。
- ・「受講票」は、申込受付時に交付しますので、受講当日会場受付で提示してください。

② 提出書類

- ・本人確認書類…運転免許証・パスポート・マイナンバーカードいずれかの写し
- ・受講資格があることを証明する書類(必要な場合のみ。詳細は下記5参照)
- ・受講科目の一部免除となる資格を証明する書類(必要な場合のみ。詳細は下記5参照)
- ・旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本または住民票、運転免許証等、名称確認できる書類の写し

(外国人労働者の方が受講する際の追加提出書類)

- ・在留カードの写し
- ・「技能講習等受講における日本語の理解力確認書(事業者用)」または「技能講習等受講における日本語の理解力申告書・同意書(外国人労働者個人用)」

5. 申込書の記入要領等

- (1) 申込書左上部欄外及び受講票の種目欄に受講科目名「型枠支保工の組立て等」を記入して下さい。受講資格欄の記入に誤りが生じた場合は必ず「事業主訂正印」により訂正して下さい。
- (2) 「受講資格」欄は後記7の受講資格を参照し、「区分」欄のいずれの資格に該当するかを表示するとともに、その経歴等を次の例のように記入して下さい。
 - ①の場合 『〇年〇月から型枠支保工の組立又は解体に関する作業に従事、現在に至る。』
 - ②の場合(経験が2年以上3年未満の者) 『〇年〇月〇〇高校(又は大学：専門学校は不可)〇〇科を卒業、〇年〇月から型枠支保工の組立又は解体に関する作業に従事、現在に至る。』
(作業に関連した学科の卒業証明書の写しを提出すること)
 - ③の場合 『〇年〇月職業能力開発促進法に基づく〇〇科を修了、〇年〇月から型枠支保工の組立又は解体に関する作業に従事、現在に至る。』 (修了証の写しを提出すること)
- (3) 「事業主証明」欄は、その記入事実を事業主が証明する欄です。受講申込者が事業主本人の場合は、第三者による証明が必要です。本人による証明は認めません。また、団体長の証明につきましても認めませんので、第三者による証明が必要です。(例：元請事業主、第三者等)
- (4) 「受講科目の一部免除」欄は後記8の免除項目に該当する者について免除科目を確認の上、受講する科目を○で囲んでください。受講時間、受講料が軽減されます。
資格に関し確認ができる書面(修了証のコピー等)を提出すること。
申込時に書面の提出がない場合、免除は認められません。
- (5) 写真(6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、無背景)を2枚貼付してください。

6. その他

- ① 申込受付後の受講日の変更・取消し及び受講料・テキスト代の返金は原則として認めておりません。
 なお、業務の都合等により受講できない場合、受講者の変更は可能です。(受講資格のある者に限りです)
- ② 講習日に欠席、遅刻・早退または途中外出等をし、講習科目の一部を受講しない場合は修了証の交付はできません。遅刻等しないようご注意ください。
- ③ 修了証は、修了試験合格者に対し講習会約3週間後の発行となり、簡易書留郵便にてご自宅へ郵送いたします。

7. 受講資格

| 区 分 | 項 目 |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ① 右の欄に掲げる作業について、満21歳以上の者であって、3年以上の実務経験を有する者 | 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業 |
| ② 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、右の欄に掲げる学科を専攻して卒業し、その後2年以上の実務経験を有する者 | 土木又は建築に関する学科 |
| ③ 厚生労働大臣が定める者 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）による各種養成訓練において、右の欄に掲げる訓練科目を修了し、その後2年以上実務経験を有する者 | 建設科、ブロック建築科、とび科 |

8. 受講科目（修了試験科目）の一部免除（全科目とも受講・修了試験受験も可）

| 受講の免除となる者 | 免除講習科目 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 前記7の表中③の欄に掲げる者 | <ul style="list-style-type: none"> 型枠及び型枠支保工の組立て、解体に関する知識（1日目 専門知識） 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 （2日目 9:00～12:10 関連知識） |
| 2. 職業能力開発促進法に基づく各種養成訓練において、建築科、とび科又はブロック建築科の訓練科目を修了した者 | 同 上 |
| 3. 職業能力開発促進法に基づく検定職種のうち、ブロック建築科又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者 | 同 上 |
| 4. 建設科、建築科、ブロック建築科又はとび科の <u>職業訓練指導員免許を受けた者</u> | <ul style="list-style-type: none"> 型枠及び型枠支保工の組立て、解体に関する知識（1日目 専門知識） 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 （2日目 9:00～12:10 関連知識） 作業者に対する教育等に関する知識 （2日目 13:00～14:30 教育指導） |

「型枠支保工の組立て等作業主任者」を選任することが必要な作業は、次のとおりとされています。
 （労働安全衛生法施行令第6条14号）

◎型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。）の組立て又は解体の作業

申し込み先(建災防長野県支部 各分会)

| 名 称 | 所 在 地 | TEL |
|-------------|-------------------------------------|--------------|
| 建設業労働災害防止協会 | | |
| 長野県支部南佐久分会 | 〒384-0301 佐久市白田 1989 南佐久建設会館内 | 0267-82-2044 |
| 〃 佐久分会 | 〒385-0053 佐久市野沢 325-2 佐久建設会館内 | 0267-63-3505 |
| 〃 上小分会 | 〒386-0014 上田市材木町 1丁目 2-31 上小建設会館内 | 0268-24-8133 |
| 〃 諏訪分会 | 〒392-0022 諏訪市高島 4丁目 2720-1 諏訪建設会館内 | 0266-52-0459 |
| 〃 伊那分会 | 〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 8304-518 伊那建設会館内 | 0265-72-3197 |
| 〃 飯田分会 | 〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 676-3 飯田建設会館内 | 0265-22-3681 |
| 〃 木曾分会 | 〒397-0001 木曾郡木曾町福島 4871-12 木曾建設会館内 | 0264-22-2579 |
| 〃 松筑分会 | 〒390-0852 松本市島立 996 松筑建設会館内 | 0263-47-1170 |
| 〃 安曇野分会 | 〒399-8205 安曇野市豊科 4948-2 安曇野建設会館内 | 0263-72-2568 |
| 〃 大北分会 | 〒398-0002 大町市大町 1124 大北建設会館内 | 0261-22-0173 |
| 〃 更埴分会 | 〒387-0006 千曲市大字栗佐 1229-6 更埴建設会館内 | 026-273-0212 |
| 〃 須坂分会 | 〒382-0098 須坂市墨坂南 4丁目 17-13 須坂建設会館内 | 026-245-0803 |
| 〃 中高分会 | 〒383-0042 中野市大字西条 957 中高建設会館内 | 0269-22-3076 |
| 〃 長野分会 | 〒380-0936 長野市岡田町 124-1 長水建設会館内 | 026-227-6226 |
| 〃 飯山分会 | 〒389-2255 飯山市大字静間 307-2 飯山建設会館内 | 0269-62-2579 |

松 筑 建 設 会 館 へ の 案 内 図

